

令和 2 年 5 月 28 日

令和 2 年広島県議会 4 月臨時会追加議案 (その 5)

広 島 県

令和二年広島県議会四月臨時会追加議案目次（その五）

臨追県第八号 知事等の給与の特例に関する条例……………	一
臨追県第九号 広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例……………	三
臨追県第十号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	六

臨追県第八号議案

知事等の給与の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例案

知事等の給与の特例に関する条例

1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第二項並びに特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）第二条及び第三条の規定により知事等に支給する手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第三条第一項第五号の規定による額とする。

3 特例期間における知事の期末手当については、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。
（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）
- 2 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十二年広島県条例第四十号）は、廃止する。

(提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。

臨追県第九号議案

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例案を次のように提出する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例案

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、広島県新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確實かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確實かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確實な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取

り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金を新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

臨追県第十号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1-11 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>12 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあつては、四千円)とする。</p>	<p>附則</p> <p>1-11 (略)</p>

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和二年二月一日から適用する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定めるため、この条例案を提出する。